

茨城県立図書館利用規程の一部を改正する規程

茨城県立図書館利用規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

第6条第1項の表を次のとおり改める。

名 称		視聴できる資料
ブース	インターネットブース	インターネット, CD-ROM
	AVブース	DVD, ビデオテープ
	カセット・レコードブース	カセットテープ, レコード, CD
CD試聴スタンド		CD, カセットテープ

第6条第2項中、「及びCD試聴スタンド」を削除し、「ブース利用申込書(様式第3号)を提出し,」を「身分証明書等の提示その他の方法で利用カード所持者であることが確認できた場合に,」に改め、様式第3号ブース利用申込書を削除する。

第6条第3項の表を次のとおり改める。

名 称		1回の利用時間	1回に視聴できる資料数
ブース	インターネットブース	1時間以内	—
	AVブース	視聴するDVD, ビデオテープの終了時間まで	1点
	カセット・レコードブース	30分以内	制限を設けない
CD試聴スタンド		30分以内	制限を設けない

また、「※1 DVD, ビデオテープで, 1点で1時間を超えるものについては1点のみとし, その終了時間までとする。」及び「※2 ただし, 土曜日, 日曜日, 祝日及び7月21日から8月31日までについては, 一人につき, 1日あたり1回のみ利用とする。」を削除する。

付則

この規程は, 令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月22日

茨城県立図書館長